

14 防衛省(特区第14次 再々検討要請).xls

管理コード	要項事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
140010	養蜂、蜂蜜採取、と児童への食育情懐育成のため、自衛隊施設の一部土地の使用	国有財産法第18条	国有財産法第18条第1項の規定に基づき、行政財産は、貸し付け等又は私権を設定することができない。ただし、同法第18条第2項又は第6項の規定に基づき、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け等又は使用許可ができる。	国有財産である自衛隊駐屯地において、養蜂場整備のため、敷地の一部を開放する	東京都練馬区・埼玉県朝霞市自衛隊の広大な駐屯地周縁地は草花木樹、四季に富む養蜂資源の宝庫である。しかしながら昨今、市街化人口密度は著しく、養蜂は市民感覚では割愛されて危険との認識が広がりつつある。養蜂は日本蜜蜂、西洋蜜蜂で、特に日本蜜蜂は性質温厚善良、敏に性格は養蜂主、その人に似るとも言われます。そこで、自衛隊駐屯地の未使用部分の一部を開放し「食の安全と産・純粋蜂蜜の生産増進の行動計画」として、養蜂場の整備を行いたいと考えています。	D	-	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。		貴省へ私のテーマ具申は「養蜂」活動への足がかりを勝手に頂いたものではなく、次代へ承りつぎの養蜂学習活動の「動機付け」が目的であり、その動機への「力添え」を貴省を通して、または草木地一画の提供を求めている。	D	-	国としては、自衛隊施設の土地等の国有財産について、国有財産法第18条第2項又は第6項の規定に基づき、当該国有財産の用途又は目的を妨げない限度において貸し付け等又は使用許可が可能。しかしながら、提案の養蜂は、その一画の使用であっても自衛隊の任務の遂行や自衛隊施設の管理等に支障が生じるおそれがあると考えられる。また、養蜂に土地等を提供することは広域活動に当たらず、むしろ、仮に養蜂場に場所を提供した場合、提案理由で述べられているとおり、蜂に刺される危険がある。認識され、駐屯地周辺住民の自衛隊に対する反感を招くおそれが高いと考えられる。いづれにしても、養蜂駐屯地及びその周辺の養蜂活動の土地等の国有財産に係る具体的なことについては、当該国有財産の維持及び保存を行っている陸上自衛隊朝霞駐屯地又は同国有財産の管理を行っている北関東防衛局に相談されたい。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	1 0 8 2 0 1 0	個人	埼玉県	防衛省		